

令和6・7・8年度建設工事入札参加資格者における東総広域水道企業団建設工事等入札参加資格審査基準第5条に定める等級の格付については、下表に定めるところにより行うものとする。

令和6年4月1日

(一式工事)

区分	土木一式	建築一式
A	884点以上	848点以上
B	688点以上 883点以下	697点以上 847点以下
C	620点以上 687点以下	629点以上 696点以下
D	619点以下	628点以下

(専門工事)

区分	ほ装工事	電気工事	管・その他の工事
A	710点以上	741点以上	700点以上
B	590点以上 709点以下	670点以上 740点以下	630点以上 699点以下
C	589点以下	669点以下	629点以下